

一般社団法人医療統計情報プラットフォーム研究会
定 款

平成21年12月 4日 定款作成日
平成22年 2月 5日 定款認証日
平成23年 9月 1日 定款修正日
平成26年 7月25日 定款修正日
平成31年 1月 1日 定款修正日

一般社団法人医療統計情報プラットフォーム研究会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人医療統計情報プラットフォーム研究会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、医療情報の有効活用に関するあり方における研究によって蓄積された知見を用い、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（以下「次世代医療基盤法」という。）第8条に掲げる認定匿名加工医療情報作成事業者（以下「認定事業者」という。）を始めとした医療情報の提供を行う団体等に対し、患者への貢献や健康増進等につながる情報のあり方や各種学会等での報告に関する支援を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療情報の活用に関する調査・研究
- (2) 医療情報の活用における課題に関する関連機関・関係者との情報交換
- (3) 医療情報の活用に係わる人材育成
- (4) 当法人の成果についての公開の働きかけ
- (5) その他医療統計情報の収集・活用に関する事項
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の事業に賛同する者であって、次条の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。

2 本法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：当法人が実施する研究・事業に対し機関として参画できる医療機関
- (2) 学識会員：学識経験を有する個人
- (3) 賛助会員：本法人の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体

第7条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、当法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払いの義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

（種別）

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。学識会員、賛助会員は社員総会に立ち会うことができ、諮問に応じて参考意見を述べることができる。

2 社員総会における議決権は正会員1機関につき1個とする。

(旧)

社員総会は、正会員をもって構成する。準会員、賛助会員は社員総会に立ち会うことができ、諮問に応じて参考意見を述べることができる。

2 社員総会における議決権は正会員1施設につき1個とする。

(権能)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・一般財団法人法及び定款に規定する事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員から、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 社員総会は代表理事が招集する。ただし、すべての会員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等の支障があるときは、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上の出席であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理・書面による行使)

第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 理事又は会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、これに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(種類及び定数)

第23条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち3名以内を一般社団・一般財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員

総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、役員的一般社団・一般財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

2 代表理事は、前条第1項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けた

ときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 当法人の財産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 当法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第45条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、一般社団・一般財団法人法に規定する事由によるほか、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告)

第49条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第9章 附 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(最初の事業年度)

第51条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成22年5月31日までとする。

(設立時役員)

第52条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	吉原	博幸
設立時理事	荒木	賢二
設立時理事	高林	克日己
設立時理事	本多	正幸
設立時理事	松村	泰志
設立時監事	酒卷	哲夫

(設立時社員)

第53条 当法人の設立時社員の氏名又は名称、住所は以下のとおりとする。

設立時社員	1住所	京都市左京区下鴨下川原町53番地35
	氏名	吉原 博幸
	2住所	宮崎県宮崎市生目台西4丁目10番地5
	氏名	荒木 賢二
	3住所	東京都目黒区鷹番2丁目8番10号
	氏名	高林 克日己
	4住所	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷 1489番地87
	氏名	本多 正幸
	5住所	大阪府池田市室町9番14号
	氏名	松村 泰志
	6住所	群馬県前橋市上泉町2848番地1
	氏名	酒卷 哲夫

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法人法その他の法令に従う。

法人の定款に相違ありません。

一般社団法人医療統計情報プラットフォーム研究会

代表理事 長瀬 啓介